

令和２年度名古屋市教育委員会第５号議案

名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則案について

１ 改正理由・内容

名古屋市入学準備金条例（平成16年名古屋市条例第11号）の一部改正により、入学準備金の延滞利息の割合を年５パーセントから年３パーセントに改めたことに伴い、様式中の延滞利息に係る記載を改めます。

２ 施行期日

令和２年８月１日から施行します。

３ 規則案

別紙のとおり

(案)

名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市入学準備金条例施行規則（平成16年名古屋市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 号様式中「年 5 %」を「年 3 %」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に名古屋市入学準備金条例の一部を改正する条例（令和 2 年名古屋市条例第56号）附則第 2 項の規定により従前の例によることとされる延滞利息の支払をする義務を負っている借受者に関する名古屋市入学準備金条例施行規則第 6 号様式の規定の適用については、同様式中「年 3 %」とあるのは、「年 3 %（令和 2 年 8 月 1 日前の期間に対応するものに

については、年 5 %) 」とする。